

(案)

平成21年5月 日

国立大学法人等の事務・事業の見直し結果

－政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘事項－

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な
事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」

国立大学法人制度では、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標の期間(6年)が終了する際、組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、文部科学大臣が見直しの検討を行うに当たり、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、文部科学大臣に通知するものです。

国立大学法人法や同法の附帯決議(別添1)の趣旨を踏まえつつ、文部科学大臣の見直し案(別添2)では十分ではないと考えられる以下の事項について指摘

1 国立大学改革の推進

○ 国立大学法人の理念・目標の明確化

多様なニーズに応えた個性・特色のある教育研究の展開が求められていることを踏まえ、中期目標・中期計画における各法人の理念や目標の一層の明確化、具体的な取組内容の明確化

○ 大学共同利用機関法人の一体的運営に向けた取組の明確化

新たな学問分野の創出、事務処理体制の効率化など再編の効果を十分に発揮する観点から、中期目標・中期計画における教育研究面及び管理運営面の一体的運営に向けた具体的な取組内容の明確化

○ 運営費交付金の配分

第三者評価に基づく競争原理を導入するとの基本理念に沿って、各法人の教育研究面での成果や実績が適切に反映され、重点的な配分ができるような運営費交付金の配分の仕組みの構築等

○ 経営協議会の機能の発揮状況の明確化

経営協議会が期待される役割を十分に発揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、経営協議会における意見の内容及びその反映状況等の情報の公表

○ 国民への積極的な情報提供

国民に対する説明責任を十分に果たす観点から、利用者の立場に立った分かりやすい情報の提供

2 その他の業務全般に関する見直し

- 全国共同利用型研究施設における機能の発揮状況の検証
- 総人件費削減の着実な実施等
- 一般競争入札等による契約の原則実施、随意契約の適正化の推進等
- 保有資産の不断の見直し、不要とされた資産の売却処分等の推進

(別添1) 国立大学法人制度について

国立大学法人法(抄) (平成15年法律第112号)

(教育研究の特性への配慮)

第3条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(中期目標)

第30条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(同法第35条において準用する独立行政法人通則法35条)

第35条 文部科学大臣は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時において、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会(※政策評価・独立行政法人評価委員会)は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時において、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができる。

附帯決議(抄)

(平成15年5月16日衆議院文部科学委員会
平成15年7月8日参議院文教科学委員会)

- ① 国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- ② 文部科学大臣は、中期目標の作成及び中期計画の認可に当たっては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って適切に行うこと。
- ③ 中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。
- ④ 独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。
- ⑤ 独立行政法人通則法第35条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第3条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。

(別添2) 文部科学大臣の見直し案

1 見直しの考え方

文部科学大臣による国立大学法人等に対する組織及び業務全般にわたる検討とその結果に基づき講ずる措置としては、一般の独立行政法人とは異なり、中期目標の実際上の作成主体である法人に対して文部科学大臣が見直し内容(以下の2及び3)を示した上で、各法人から提出のあった中期目標・中期計画の素案において、見直し内容が反映されているかを確認することが中心

見直し内容を示すに当たっては、個々の法人ごとの具体的な組織・業務に言及するのではなく、すべての国立大学法人等を対象に、一般的に見直すべき点を提示

2 組織の見直し

- 大学院博士課程、法科大学院、教員養成系学部、その他の学部・研究科等の入学定員・組織等の見直し、附置研究所の研究体制等の見直し
- 新たな学問領域の創成や共同利用・共同研究機能の向上のための大学共同利用機関法人の組織の見直し

3 教育研究、運営等の業務全般の見直し

- 国立大学法人の教育研究等の質の向上(教育研究の質の向上、社会貢献・地域貢献の推進、グローバル化の推進、教育研究資源の有効活用、学生支援機能の充実・強化、附属病院・附属学校・附置研究所の機能の充実・強化)
- 大学共同利用機関法人の教育研究等の質の向上(研究環境の向上、多様な研究者の採用の推進、中核拠点としての機能の充実・強化、大学における研究の支援機能の充実・強化、人材育成機能の充実・強化)
- 業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営(法人のガバナンスの充実、財務内容の改善、効果的・効率的な法人運営の推進、国民に対する情報提供等の改善、法令遵守体制の充実)

4 制度改正等の措置

- 国立大学法人運営費交付金の算定ルールの見直し

(国立大学法人 86法人)

北海道大学
北海道教育大学
室蘭工業大学
小樽商科大学
帯広畜産大学
旭川医科大学
北見工業大学
弘前大学
岩手大学
東北大学
宮城教育大学
秋田大学
山形大学
福島大学
茨城大学
筑波大学
筑波技術大学
宇都宮大学
群馬大学
埼玉大学
千葉大学
東京大学

東京医科歯科大学
東京外国語大学
東京学芸大学
東京農工大学
東京芸術大学
東京工業大学
東京海洋大学
お茶の水女子大学
電気通信大学
一橋大学
横浜国立大学
新潟大学
長岡技術科学大学
上越教育大学
富山大学
金沢大学
福井大学
山梨大学
信州大学
岐阜大学
静岡大学
浜松医科大学

名古屋大学
愛知教育大学
名古屋工業大学
豊橋技術科学大学
三重大学
滋賀大学
滋賀医科大学
京都大学
京都教育大学
京都工芸繊維大学
大阪大学
大阪教育大学
兵庫教育大学
神戸大学
奈良教育大学
奈良女子大学
和歌山大学
鳥取大学
島根大学
岡山大学
広島大学
山口大学

徳島大学
鳴門教育大学
香川大学
愛媛大学
高知大学
福岡教育大学
九州大学
九州工業大学
佐賀大学
長崎大学
熊本大学
大分大学
宮崎大学
鹿児島大学
鹿屋体育大学
琉球大学
政策研究大学院大学
総合研究大学院大学
北陸先端科学技術大学院大学
奈良先端科学技術大学院大学

(大学共同利用機関法人 4法人)

人間文化研究機構

自然科学研究機構

高エネルギー加速器研究機構

情報・システム研究機構

[本件連絡先]

総務省行政評価局 独立行政法人担当評価監視官室

評価監視官： すが わら のぞむ
菅 原 希

総括評価監視調査官： まん たに まさ と
萬 谷 優 人

TEL : 03-5253-5446、5460

FAX : 03-5253-5443

E-mail : dokuhyouka@soumu.go.jp